

# 文化財の毀損事故－文化財の燻蒸事故を中心に－

森 田 稔

## 1. はじめに

近年文化財の毀損事故が目立って発生している。文化庁美術学芸課が把握している指定文化財の毀損事故は平成17年度から本年度にかけて20件という集計を公表している(11月22日に文化庁が開催した「公開承認施設緊急会議」資料)。そこで示された事故概要によると、主に取扱いの問題、輸送中の振動、経年劣化などに分けることができる。

また環境、特に空調に関わる事故もあるが、近年の複雑化した「先進」機器は想定を超えた動きをみせるため、今後新しい博物館施設では常に問題を生じさせる可能性を持っている。

## 2. 事故の概要

ここでは九州地区などの9月17日付朝刊で、大きく報道された燻蒸事故について述べる。最も詳細にその内容が報道された高知新聞9月16日夕刊と翌17日朝刊によると、燻蒸事故の概要は次のようである。

事故にあった文化財は高知県香南市の「絵金蔵」に寄託されている幕末の絵師金蔵の屏風5隻で、熊本市現代美術館が6月から「小泉八雲生誕160年記念・来日120年記念展」を開催し、前半はレプリカ、後半を実物を展示することとなっていた。7月19日に梱包、香南市から輸送されて21日に熊本市に到着した。作品は前日まで地元で開催されていた絵金祭りに露出展示されていたという。その後、美術館の依頼を受けた運送業者は虫菌害対策として福岡県北九州市に本社を持つ業者に一括委託して、一旦開梱することなくそのまま密閉された状態で燻蒸が26日まで実施された。燻蒸に使用された薬剤は文化財虫害研究所の認定薬剤ではないリン化アルミニウムで、発生するリン化水素が作品に用いられている顔料の緑青などに

含まれる銅と反応し黒変したものである。

## 3. 問題の所在

文化財の燻蒸は、顔料に対する燻蒸薬剤の影響について十分な知識を持って作業を行うべきである。燻蒸は化学薬剤が多量に満たされた空間に文化財を曝すもので、後に述べるように「保存に影響を及ぼす行為」と考えられ、そのリスクは大きい。今回は前日まで露出による公開が行われており、作品の含水量が増加していたと推測され、影響をさらに悪化させた可能性が高い。

ガス燻蒸の問題については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国会議」において、臭化メチルがオゾン層を破壊する物質に指定され、平成17年1月から全廃されることが決定されて以降、文化庁を中心にその対応策を検討した際、博物館施設ではこの問題が大いに議論された。言うまでもなく文化財の生物被害防除のほとんどの部分は臭化メチルと酸化エチレンの混合製剤による燻蒸に頼ってきた訳であり、その衝撃は大きかった。そこで文化庁は平成12年2月から「文化財の生物による劣化防除に関する調査研究」を専門家や東京国立文化財研究所(当時)の協力を得て、代替法の確立を目指して立ち上げた。その過程で認定薬剤の人体への影響や、その長所・短所についての周知を行い、その上で不可欠用途申請は行わず、総合的有害生物管理(IPM)への移行を図るべく、『文化財の生物被害防止に関する日常管理の手引』(平成13年3月 文化庁文化財部)が公表された訳で、当時事務局を担当していた筆者としてはある程度の関心の高まりを感じていた。また東京文化財研究所による『文化財虫害事典』の刊行以降の一連の活動や愛知県美術館や国立民族学博物館、九州国立博物館の活動を通して一定の成果を上げている、という感想を持っ

ていた。

しかし、燻蒸薬剤の使用量は最近増加しているという。その原因を考えた時、新潟市美術館における指定文化財の公開不許可「事件」に思い当たった。新聞紙上を賑わせたこの出来事は単にクモが大量発生したため、と報道されたが、文化庁美術学芸課の説明では、虫害の問題ではなく安全に輸送・展示するための対策についての説明が不十分であったため、と説明している。しかし博物館世界では虫害に対する過敏な反応が著しかった。こうした背景の元、燻蒸件数が増加したのではないかと考えている。

確かにIPMの一環の行程の中には「燻蒸」という要素も含まれている。しかし、「燻蒸」という選択肢は虫害の規模を勘案すべきものであり、薬剤燻蒸を選択するか、低酸素処理、炭酸ガス処理又は低温・高温処理を選択するか、あるいは別置して状況の推移を見るか、など選択肢は広い。仮に薬剤燻蒸を選択せざるを得ない場合は、文化財の材質を勘案して文化財虫害研究所の認定薬剤のうちどの薬剤を選択し、どのような方法で実施するか、を慎重に考慮する必要がある。

#### 4. まとめに代えて

文化財保護法第43条第1項の定める「保存に影響を及ぼす行為」の規定は、昭和50年の改正において定められたものである。「保存に影響を及ぼす行為」とは、その際に各都道府県教育委員会宛に

文化庁次長の通達として発せられた『文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について』によると、「重要文化財の保存に影響を及ぼす行為とは、物件の形状に直接物理的変化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起し、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為であり、例えば美術工芸品の場合には模造のための型取り、物件に直接触れる手法による模写（揚げ写し等）、拓本取り、長時間高照度の照明下に置くこと、建造物の場合には構造上安全許容度を超える重量物の搬入等がこれにあたる。」と規定されている。当時は臭化メチル・酸化エチレン混合剤の使用がほとんどで、人体への影響は認識されていたとはいえ、薬剤の文化財材質に対する影響は極めて低いと認識されていたため、「軽微な行為」として文化庁長官の許可が不要であった。

しかし臭化メチルが全廃された現在、文化財燻蒸に十分な知識がないものが作業にあたって、今回のように文化財に大きな影響を与える燻蒸薬剤を選択したり、正しい使用方法に従わなかったりして、文化財に被害が生じる恐れが出てきた。そのため燻蒸は決して「軽微な行為」とは言い難く、今後は「保存に影響を及ぼす行為」として認識されるべきである。文化庁の担当官もこの認識は持っており、すでに検討に入っていると聞く。但し手続き上の問題もあり、今後の動向を見守りたい。

（もりた・みのる 九州国立博物館副館長）